

茨城県理・美容公衆衛生推進員委嘱状交付式及び衛生講習会を開催しました。

(平成30年8月21日開催)

茨城県理・美容公衆衛生推進員委嘱状交付式及び衛生講習会の開催

県では、理容公衆衛生推進員及び美容公衆衛生推進員を委嘱し、理容所や美容所に対し、衛生水準の向上に関する助言や法令遵守のための情報提供等を行っています。

この度、第3期となる公衆衛生推進員の委嘱状交付式を県庁で開催し、新たに公衆衛生推進員となった67名の方々に対し、知事からの委嘱状を交付しました。

また、交付式終了後には、公衆衛生推進員を対象とした衛生講習会を開催し、公衆衛生推進員が活動するにあたっての基本的な知識と心構えについての講習を行いました。

茨城県理・美容公衆衛生推進員制度とは

県民の皆様にご密接した理容業及び美容業は、衛生的な器具等の取扱い、法令に則った施術、感染症の発生防止などが強く求められています。そのような中で、業界全体の自主的な活動を支援するため、平成24年度から知事の委嘱を受けた理容公衆衛生推進員及び美容公衆衛生推進員が、県内全域で活動しています。

公衆衛生推進員は、理容師、美容師として一定の経験があり、理容業及び美容業の各組合から推薦のあった方に委嘱され、衛生面、法令遵守、感染症発生防止などについて助言や情報提供を行うため理容所や美容所を訪問し、県民の皆様にとって、安全・安心なお店作りをサポートしています。

1. 委嘱状交付式

- ・ 理容公衆衛生推進員と美容公衆衛生推進員の代表者に対し、吉添保健福祉部次長兼医療局長から委嘱状が交付されました。



- 代表者への委嘱状交付の後、出席された推進員に対し、保健福祉部前田技監兼生活衛生課長から委嘱状が交付されました。



2. 衛生講習会の様子

- 推進員への衛生講習を実施している様子です。



- 講習会の後、各推進員の管轄地域ごとに分かれ、意見交換を実施しました。

